

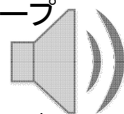
令和6年度 介護サービス事業者集団指導研修

災害時情報共有システムの運用開始について

令和7年3月

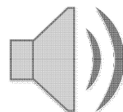
広島県健康福祉局医療介護基盤課

介護事業者指導グループ



災害時情報共有システムについて

- ・災害発生時に社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握するためのシステム。
- ・介護サービス情報公表システムの一機能であり、事業所が被災状況を登録すると、県及び市町担当者が同時に被災状況を確認可能。
- ・従来の報告方法では、当該システムを使用しない報告体制。
- ・令和7年度から本格運用開始。
- ・本格運用開始後は、災害時情報共有システムに入力して報告する。



従来の災害時の報告方法について

1 災害による被害発生時の報告方法

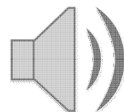
災害による被害発生状況	報告方法
(1) ① サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害 ② 人的被害	<u>ただちに、被害状況を県の施設担当部署（別紙2）及び市町担当課に電話していただくよう、お願いします。</u>
(2) その他の被害（(1) 以外）	速やかに、被害状況を、社会福祉施設等被害状況報告書（別紙1）により、県の施設担当部署（別紙2）に報告してください。

引用：（別添1）社会福祉施設設置者宛通知



災害時情報共有システム導入後の報告方法について

災害による被害発生状況	報告方法
(1)①サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害 ②人的被害	ただちに、被害状況を県の施設担当部署及び市町担当課に電話をお願いします。 <u>災害時情報共有システムにも被災状況を入力してください。</u>
(2)その他の被害((1)以外)	<u>速やかに、被害状況を災害時情報共有システムにより入力してください。</u>



災害発生に係る担当部署

3 高齢者関係施設

施設種別	県の施設担当部署	電話(ダイヤルイン)、FAX、メールアドレス
養護老人ホーム	医療介護基盤課 法人指導・老人福祉施設グループ	TEL 082-513-3199 FAX 082-220-8572 fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp
特別養護老人ホーム		
軽費老人ホーム(A型)		
ケアハウス		
老人福祉センターA型		
老人福祉センター特A型		
老人福祉センターB型		
老人介護支援センター		
有料老人ホーム		
サービス付き高齢者向け住宅		
生活支援ハウス		
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
老人短期入所事業所 (特別養護老人ホーム等併設分)	医療介護基盤課 介護事業者指導グループ	TEL 082-513-3208 FAX 082-220-8572 fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp
老人短期入所施設 (上記以外)		
介護老人保健施設		
介護医療院		

FAXは現在故障中のため、メールによる報告をお願いします。

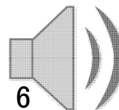
※施設の所在する市町にも連絡をしてください。

災害時情報共有システムの報告対象となるサービス

サービス種別	被害が <u>あった</u> 場合	被害が <u>なかった</u> 場合
入所・入居系サービス(※)	要報告	要報告
上記以外のサービス		可能な限り報告

(※)従来から通知により、県から被災状況の報告を求めているサービス

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、老人短期入所事業所、介護老人保健施設、介護医療院、その他老人福祉法で定める施設



災害時情報共有システム導入後の報告方法

- ・災害発生時や警戒が必要な状況になった場合、厚生労働省が災害情報共有システム上に「災害情報」を登録する。(報告先の作成)



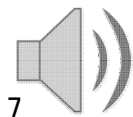
- ・事業所の所在地の市町及び県がシステムの入力依頼を発出。



- ・事業所は災害時情報共有システムにログインし、被害状況を報告する。

※小規模災害など、国からシステム利用の指示がない場合やシステムの利用ができない施設等においては、従来の報告方法(スライド3)とする。

※停電やシステムの不具合等により、システムによる報告が困難な場合は従来の報告方法により報告する。



システムの利用方法

1 情報公表システムの利用があり、IDをお持ちの介護施設等

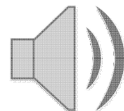
○ 情報公表システムのID・パスワードでログイン可能

2 公表制度の報告義務対象外でシステムの利用を希望する介護施設等

○ 必要事項を記入し、医療介護基盤課宛にメールを送付

※ メールを確認後、被災確認対象事業所番号及び初期パスワードを発行し、郵送もしくはメールにて通知する。

※ システムの利用を希望しない場合は対応不要。災害発生時には従来どおりの方法で報告する。



事業者の皆様に準備していただくこと

- ・介護サービス公表システムにログインし、被災報告担当者及び災害発生時の連絡先情報を設定。

② 被災報告担当者の連絡先設定

被災報告担当者の連絡先情報を表示、登録します。

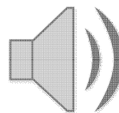
● 被災報告の担当者の連絡先設定 **【2/2】**

本システムへのログイン情報及び報告した被災状況報告書の内容について、管轄の自治体から連絡させていただく際の、事業者の連絡先を記入してください。
連絡先を入力する場合は、担当責任者、電話番号、メールアドレスを必ず入力してください。
※「メールアドレス」が「電話番号」に入力に誤りがあると、ご連絡をおかけする原因となります。登録前にお間違いないか必ずご確認ください。
なお、連絡先の登録内容が一部向けに公開されることにはなりません。

担当責任者	
メールアドレス	
電話番号	
備考	

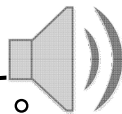
報告内容の連絡先を保存する

※災害発生時に被災状況を入力可能な方であればよい。
(役職は問わない)



災害時情報共有システムの訓練について

- ・災害時情報共有システムの操作方法を習熟するための訓練が厚生労働省主導で実施されている。
- ・これまでは令和5年～令和9年度までの5か年計画に基づき実施されていたが、令和7年1月6日の事務連絡にて計画の見直しが通知され、令和7年度までの3か年計画となった。
- ・各市町の訓練計画は別紙のとおり。
- ・該当市町に所在する事業所におかれましては、訓練のご協力をお願いします。



参考

【広島県ホームページ】

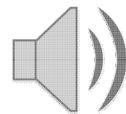
介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/saigaijohokyoyusystem.html>

【資料】

(別添1) 社会福祉施設設置者宛通知

(別添2) 災害時情報共有システム報告項目



Q & A

Q1 災害担当者の登録方法等、災害時情報共有システムの使い方が分からない。

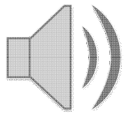
A1 マニュアルを前述のHPに掲載していますので、ご参照ください。

Q2 災害発生時に被災状況を入力することが困難である場合どうしたらよいか。

A2 代理入力することで対応可能ですので、県担当課に入力困難であるという旨及び被災状況をご連絡ください。

Q3 どのような場合に災害時情報共有システムを使用するのか。

A3 国が災害情報を登録したときです。（「令和〇年〇月〇日台風」等）



Q & A

Q4 被災していない場合はシステムへの入力は不要か。

A4 システムを使用する災害である場合は、入所・入居系サービス事業者におかれましては、被災状況の有無に関わらず報告が必要です。

Q5 システムに関する不具合やトラブルが発生した場合、どこに連絡すればよいのか？

A5 公表システムのヘルプデスクに不具合の内容をご連絡ください。
メールアドレスはホームページに記載しています。

Q6 介護サービス公表システムのログインID・パスワードが分からない。

A6 公表制度の業務委託先である広島県シルバーサービス振興会にお問い合わせください。

Q & A

Q7 被災状況の報告項目にはどのようなものがあるか。

A7 (別添2)の資料をご覧ください。

Q8 一度入力した後に入力内容の修正は可能か。

A8 修正可能です。

Q9 災害時情報共有システムで報告したときに県及び市町担当部署へ報告は必要か。

A9 サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害もしくは人的被害が生じた場合は、別途電話連絡が必要となります。それ以外の場合は、特段の報告は不要です。